

MDAの取組を活用した国境離島の状況把握等に関するPT（案）

1. 本PTの目的

領海及び排他的経済水域等の外縁を根拠付ける国境離島の重要性に鑑み、国境離島の保全上重要と考えられる我が国の管轄海域の外縁を根拠付ける基線（以下、「基線」という。）の近傍の土地について、現在の状況把握に係る取組を踏まえつつ、MDAの取組を活用した今後の効率的な状況把握等に向けた検討を行う。

2. 検討内容

本年5月に閣議決定された「第3期海洋基本計画」においては、内閣府が中心となり関係省庁間で連携して、衛星画像等により国境離島の海岸線等の状況を継続的に把握することにより、国境離島の適切な保全・管理を図ることとされている。一方、人的資源及び予算に限りがあるため、必要な箇所について必ずしも状況把握ができていないこと、把握した情報の関係機関間の共有が必ずしも進んでいないことといった課題がある。

また、海洋状況把握（以下「MDA」という。）の能力強化についても海洋基本計画等に基づき、情報の収集、集約・共有の具体的な取組を推進していく必要があるところ、同計画において、海洋情報の集約・共有に当たっては、取り扱う情報の機密性に応じ、関係府省間で機動的かつ迅速な情報共有が可能となる有機的な情報共有体制を構築していくこととともに、民間機関との連携も強化することとされている。

以上から、本PTでは、限られた人的資源や予算の中で、MDAの取組を活用して、国境離島の保全・管理の観点から、国境離島における基線の近傍の土地を対象とした状況把握や情報把握をいかに進めるかについて検討することとし、具体的に以下の項目について検討を行う。

なお、議論にあたっては、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（総合海洋政策本部決定（平成28年一部改正））（以下「離島の基本方針」という。）及び「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（総合海洋政策本部決定（平成30年））を踏まえることとする。

① 国境離島の状況把握の手法と課題及び状況把握の考え方

状況把握の対象とする国境離島を示した上で、現時点における国境離島の状況把握の手法と課題を議論する。議論にあたっては、国境離島の保全上重要と考えられる基線の近傍の土地を対象とする。

あわせて、国境離島は有人島・無人島といった区別や、国境離島の基線の近傍の土地がどのような状況であるかという観点も想定される。以上のような国境離島の特徴を踏まえた状況把握の考え方を議論する。

② 海洋状況表示システムを用いた国境離島の状況把握のイメージ

MDAの政府内情報共有用（及び一般情報公開用）のシステムである「海洋状況表示システム」（平成30年度末運用開始予定）を用いた国境離島に関する情報の集約・共有のあり方について議論する。

③ 状況把握の手法や頻度を増やすための工夫

「離島の基本方針」では、関係府省や関係機関が行う活動の機会をとらえ、その監視・把握の強化に努めるだけでなく、必要に応じ、関係地方公共団体等の協力を得ながら、一層の状況把握に努めることとしている。これについて、地方公共団体や民間等からの情報提供を進めるためにどのような工夫が考えられるかを議論する。

3. PTの構成案

- ・ 佐藤慎司 参与（主査）
- ・ 兼原敦子 参与
- ・ 杉本正彦 参与
- ・ 高島正之 参与
- ・ 水本伸子 参与
- ・ 山田吉彦 東海大学教授（離島政策）

※ このほか、MDAの関係省庁、国境離島を所管する省庁、海図・地図の作成機関等の参画を予定している。

4. 今後のPTの予定等（時期：調整中）

<第1回PT>（10月）

- ・ 状況把握の対象とする国境離島の名前と基線の近傍の土地の概略位置
- ・ 国境離島の状況把握の手法と課題及び状況把握の考え方
- ・ 海洋状況表示システムで扱われる情報の特徴

<第2回PT>（11月）

- （・ 第1回PTでの議論を踏まえた整理）
- ・ 海洋状況表示システムを用いた国境離島の状況把握のイメージ

<第3回PT>（12月）

- （・ 第2回PTでの議論を踏まえた整理）
- ・ 地方公共団体や民間等からの情報提供を進めるための工夫

<第4回PT>（1月）

- ・ PT報告書とりまとめ

（PTでの議論の状況により、変更があり得る。）

北極政策プロジェクトチーム（PT）の進め方（案）

1. 趣旨（目的）

（１）第３期海洋基本計画において、「諸施策を重点的に推進する」とされた北極政策について、現在の取組を踏まえつつ、今後の我が国の北極政策の在り方について検討を行う。

（２）その際、貿易量の９９．６％を海上輸送が占める我が国にとり、航行の自由の確保が重要な国益となること、第３期海洋基本計画において、「『法の支配』に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することが国際社会の安定と繁栄の礎となる点を認識すべきである。」としていること、さらに、平成３０年版外交青書において、「北極をめぐる法の支配の強化を含む国際社会の努力に積極的に参加し、各国との協力を強化している。」としていることを踏まえる。すなわち、北極における航行の自由を国際法と整合的な形で確保していくことは、北極政策の文脈においてのみならず、国際社会全体における法の支配の普及という観点からも重要であることを念頭に置く。

（３）この点、第３期海洋基本計画第２部を踏まえ、「北極をめぐる経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、北極評議会（AC）を含む多国間のフォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用」していく。日本のプレゼンスを高めるために国際協力を進めるに際しては、北極沿岸諸国の利害関係を考慮するとともに、カナダと米国の北極海に関する動向にも注意を払う。

（４）第３期海洋基本計画において、海洋政策全体について、「情勢の変化を受けて対応することから更に進んで、我が国にとって好ましい情勢や環境を能動的に創出することを目指していくことが肝要である。」としているが、これを北極政策において実現していくためには、我が国のプレゼンスの向上を図り、国際社会において北極政策が議論される際に日本の意見が求められるような状況を創出していく必要がある。第３期海洋基本計画においては、「観測・研究活動の推進を通じた地球規模課題の解決による我が国のプレゼンスの向上、国際ルール形成への積極的な参画、我が国の国益に資する国際協力の推進等の観点を踏まえ、・・・諸施策を重点的に推進する」としているが、これらを具体化するために、どのような対応策が求められるかを検討し、意見する。

2. 主な検討テーマ（素案）

上記１．を踏まえた上で、第３期海洋基本計画第２部の「７．北極政策の推進」で項目立てされている以下の事項別に検討を行う。

- （１）研究開発の取組の在り方
- （２）国際協力の取組の在り方
- （３）持続的な利用の取組の在り方

なお、上記の３区分は第３期海洋基本計画第２部を踏まえたものであるが、海氷分布予測システムや気象予測システム等に係る研究開発を進めることは北極海航路の利活用に向けた環境整備にもつながるものである。また、国際協力の取組を通じて、地球規模課題の解決に貢献し、その中で国際社会における我が国のプレゼンスを高めることは、航行の自由を国際社会で浸透させる上でも、また、我が国企業が北

極海航路の利活用を進めるために困難に直面した際に関係国に働きかけを行う上でも有益である。このように、上記 3 区分は相互に関連したものであり、このような関係性について念頭に置きながら検討を進める。

3. 構成員

(1) 参与会議参与

兼原参与 (主査)

杉本参与

高島参与

前田参与

(2) 有識者

榎本 浩之 (国立極地研究所 副所長)

作間 淳児 (商船三井 グループリーダー)

原田 大輔 (JOGMEC 担当調査役)

(3) 関係府省庁 (官制順)

内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

4. スケジュール

○第 1 回 PT (10 月 10 日午前)

- ・本 PT の趣旨 (目的) について意見交換、確認
- ・北極に関連する国連海洋法条約上の規定についての外務省による説明
- ・「研究開発」に関する政府の取組について報告
 - －報告者は、第 3 期海洋基本計画第 2 部 7. (1) 研究開発に列挙された関係省庁
- ・有識者からの報告
 - －榎本 浩之 (国立極地研究所 副所長)
- ・意見交換

○第 2 回 PT (11 月 21 日午前)

- ・「米国、ロシア、中国など、主要国の北極政策」に関する外務省からの報告
- ・「国際協力」に関する政府の取組について報告
 - －報告者は、第 3 期海洋基本計画第 2 部 7. (2) 国際協力に列挙された関係省庁
 - －以下の会合の結果についても報告。

10 月 19~21 日	北極サークル
10 月 25, 26 日	北極科学大臣会合
11 月 1, 2 日	北極評議会北極高級実務者会合
- ・意見交換

○第3回 PT（12月）

- ・「持続的な利用」に関する政府の取組について報告
 - －報告者は、第3期海洋基本計画第2部7.（3）持続的な利用に列挙された関係省庁
- ・有識者からの報告
 - －作間 淳児（商船三井 グループリーダー）
 - －原田 大輔（JOGMEC 担当調査役）
- ・意見交換

○第4回 PT（1月）

- ・意見書について、素案まとめ
- （・第3回 PT までの議論においてさらに検討が必要な論点が認められる場合には、その論点）

○第5回 PT（2月）

- ・総合討論
- ・意見書のとりまとめ

※適当なタイミングで、希望者による国立極地研究所視察実施を検討。

海洋プラスチックごみ対策プロジェクトチーム(PT)の進め方(案)

1. 趣旨(目的)

マイクロプラスチックを含めた海洋ごみ問題に対する国内外の関心の高まりのなか、国内的には、本年度末に向けて、先の通常国会で成立した海岸漂着物対策推進法の一部改正に基づく「基本的な方針」の改訂や、本年6月に閣議決定された第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえた「プラスチック資源循環戦略」の策定の動きが本格化している。さらには、2019年6月開催予定のG20大阪において、海洋ごみ問題が議題として取り上げられることとなり、国内対策とともに国際的な連携・協力の加速化も求められている。

しかしながら、海洋プラスチックごみ対策は、こうした政府による施策のみで達成できるものではない。国民、産業界、地方公共団体等を含む幅広い関係者が、問題の深刻さや施策推進の必要性を十分に理解し、ライフスタイルの見直し、市民運動、産業活動等において積極的に参画・貢献していくことが不可欠である。

本PTにおいては、海洋プラスチックごみ対策の推進を通じた海洋環境の保全等に向けて取り組むべき方策について取り纏め、参与会議として意見することを目的とする。

なお、国内外の様々な動きに適時的確に対応できるよう、必要に応じて中間報告の取り纏めを行い、参与会議に報告することができるものとする。

2. 主な検討テーマ

- (1) 国際的な連携・協力を含め、海洋プラスチックごみ問題に関して、重点的に取り組むべき課題
- (2) 施策推進の基盤となる科学的知見の充実や国民的な理解醸成の取組の強化
- (3) 海浜清掃等の環境保全活動を沿岸域の総合的管理の一環として推進していくための方策

3. 構成員

(1) 参与会議参与

- ① 鷲尾参与(主査)
- ② 佐藤参与
- ③ 高島参与
- ④ 前田参与

(2) 有識者

- ① 磯辺篤彦（九州大学応用力学研究所教授）
- ② 兼廣春之（東京海洋大学名誉教授）
- ③ 川辺みどり（東京海洋大学海洋政策文化学部門教授）
- ④ 小島あずさ（一般社団法人 JEAN 事務局長）

注：上記のほか、特定の事項に関して情報提供をいただける専門家等の参加を求められるものとする。

(3) 関係府省庁

内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
及び 環境省

4. スケジュール

(1) 第1回PT（10月4日）

- ① PTの進め方・論点整理
- ② 関係府省から、現行施策、国際的な動き、今後の予定等に関して報告

(2) 第2回PT（10月31日）

- ① 地方自治体、産業界、民間、研究機関等における取組の現状と課題
- ② その他、論点として整理された事項に関する追加報告

(3) 第3回PT（11月22日）

中間報告の取り纏めに向けた総合討論

※ 中間報告は参与会議に報告され、参与会議資料として公表予定

(4) 第4回PT（2月予定）

- ① 海洋プラスチックごみ対策に関する最近の動きその他論点として整理された事項に関する追加報告
- ② 報告書の取り纏めに向けた総合討論

※ 検討内容の広がりや議論の進捗状況によって追加開催を検討

※ PT報告書は、最終的には3月の参与会議に提出し、意見書の一部として添付される。また、中間報告については、第44回参与会議（12月13日予定）に報告し、公表される予定。

シーレーン沿岸国との海洋産業協力の深化に関する研究会の進め方（案）

1. 目的

我が国の経済活動は、99.6%以上を占める外航海運によって支えられており、経済安全保障の観点から安定的な海上輸送を確保することは極めて重要である。東南アジア、インド洋諸国等のシーレーン沿岸国との間で、海洋を介した産業協力を深化させることは、我が国の経済にとって重要なシーレーンの確保につながるとともに、港湾や都市開発・運営、及び造船・海運を始めとする我が国の海事産業の一層の国際展開に資するものである。

そこで、本研究会では、産業協力の深化にむけた方策や課題について検討を行い、その検討結果を報告書として取りまとめた上で、参与会議へ報告する。なお、関係省庁は、本研究会で議論される現状や課題についての認識を共有する立場として参画することとする。

2. 主な検討テーマと論点

- (1) シーレーン沿岸国との産業協力を拡大していくためには、どのような協力テーマ・分野があり得るか。（例：石油・ガス、港湾運営、海運、資源備蓄、養殖業、後背地の都市整備）
- (2) 海洋産業協力を拡大していくために障害となっている課題はあるか。（例：情報・案件発掘、案件形成におけるカントリーリスク、ファイナンス）
- (3) 民間事業者の海外事業活動（輸出・投資案件を含む）を支援していくためのツールの全体像・有効策は何か。何が欠けているか。
- (4) 産業協力・参入に時間を要するインフラ整備（ハード）ではなく、ソフト（運営・メンテナンス業務（O&M））による参画の可能性はあるか。
- (5) 人材交流を通じた産業協力はあり得るか。
- (6) 政府として求められる役割は何か（提言）。

3. 構成員

- (1) 参与会議参与
高島参与（主査）、
ほか関心を有する参与（尾形参与、 ）
- (2) 有識者（アドホックでの参加も含む）
民間事業者（J-D e E P技術研究組合、エンジニアリング協会、コンサルタント、
海運事業者、港湾事業者、
一般財団法人国際臨海開発研究センター（OCDI））

政府系金融機関

(J B I C 【経営企画部 or 産業ファイナンス部】、 D B J 【業務企画部】)

独立行政法人 (J O G M E C 【技術部】、 J I C A 【社会基盤部】)

研究機関 (国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所)

地方自治体 (横浜市)

(3) 関係府省庁 (アドホックでの参加も含む)

内閣府 (海洋)、内閣官房 (経協インフラ)、経済産業省 (貿易経済協力局、エネ庁)、国土交通省 (港湾局、海事局、海保庁)、外務省 (総政局、経済局、国際協力局、地域課)、農林水産省 (水産庁)

4. スケジュール (予定)

第1回会合 (10月) : 論点整理

第2回会合 (11月) : 事業者からのヒアリング (1) (テーマ例 : ミャンマー)

第3回会合 (12月) : 事業者からのヒアリング (2) (テーマ例 : インド)

第4回会合 (1月) : 事業者からのヒアリング (3) (テーマ例 : A S E A N)

第5回会合 (2月) : 報告書 (現状、課題、提言を含む) の検討

(注1) 議論は非公開とする。

(注2) 審議の熟度によって、PTへの変更の可能性あり。全5回程度を予定。

以上

海洋科学技術に関する研究会の進め方（案）

1. 目的

海洋科学技術は、我が国の経済・社会の発展、地球規模課題への対応等に貢献するものであり、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会還元が重要である。

一方で、急速な産業・金融の IT 化・グローバル化、地球規模での環境問題の深刻化や少子高齢化の進展に伴う人材不足の顕在化、海洋権益に対する国際的な関心の高まりなど、海洋科学技術を取り巻く環境は大きく変化しており、様々な変化が海洋科学技術のあり方に大きな影響を与えている。

また、我が国海洋政策においては、平成 30 年 5 月に内閣総理大臣のもとで、第 3 期海洋基本計画が策定されたところであり、今後の 10 年を見据えた海洋政策として、海洋の安全保障の強化をはじめ、科学的知見の充実等を重点項目として、関係省庁が関連施策を強力に推進することとしている。

以上のことから、本研究会では、海洋科学技術の重要性に鑑み、海洋科学技術を取り巻く環境や地政学的観点を踏まえつつ、今後約 20 年間で世界に大きな影響を与える可能性のある海洋科学技術を見据え、その技術展開や人材育成の推進等に関する課題を共有し、海洋技術開発大国として我が国が世界を引き続きリードしていくため、早急に着手すべきものについて、第 3 期海洋基本計画をベースにその内容を精査し、今後の海洋科学技術の方向性を検討する。具体的には、我が国の EEZ の利用に必要となる基盤的技術（特に海洋インフォマティクス、海洋ロボティクス）のほか、今後、我が国が注力すべき技術開発課題について共通認識を醸成していくことを念頭に進めることとする。

2. 構成員

(1) 参与会議参与

大和参与（主査）

その他関心を有する参与

(2) 有識者候補（アドホックでの参加も含む）

海上・港湾・航空技術研究所

海洋研究開発機構

水産研究・教育機構

東京大学

等

(3) 関係省庁

内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省

3. 内容

○第1回研究会（10月） ～我が国の社会と技術の現状、海洋ロボティクスとICT～

- ・本研究会の趣旨等説明
- ・海洋新産業の創出、海洋の環境創生に資する教育研究体制等について
- ・海洋の無人化・ICT化に係る取組の現状と課題について

○第2回研究会（11月） ～海洋ロボティクスとICT～

- ・新基盤ツールの俯瞰について
- ・海洋の無人化・ICT化に係る取組の現状と課題について
- ・施設見学（海上・港湾・航空技術研究所）

○第3回研究会（12月） ～我が国の社会と技術の現状、海洋情報～

- ・我が国を取り巻く政治経済の状況と海洋科学技術について
- ・海洋科学技術に係るデータ基盤の現状と課題について

○第4回研究会（1月） ～民間等の取組～

- ・民間等の取組の現状と課題について

○第5回研究会（2月） ～研究会のまとめ～

- ・国民の海洋科学技術についての関心の深め方
- ・特に我が国が取り組むべき技術開発課題について